

# 国保高齢受給者の窓口負担と 後期高齢者医療制度の見直しについて

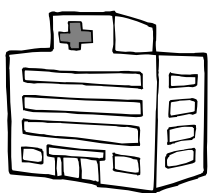
このたび、国において決定していた高齢者医療制度の改正について、一部見直しがあり、次のとおり実施されることとなりまして、その内容をお知らせします。  
あわせて、後期高齢者医療の障害認定の取り下げについてもお知らせします。

## 4月1日から 老人保健制度は、後期高齢者医療制度に変わります

国保高齢受給者医療制度と後期高齢者医療制度の対象者  
国保高齢受給者医療制度  
70～74歳の方  
後期高齢者医療制度  
75歳以上（一定の障害認定を受けた65歳以上）の方

### 国保高齢受給者の 窓口負担の据え置き

70～74歳の方（注1）の医療機関などで支払う窓口負担について、4月から平成21年3月までの1年間は、窓口負担が1割に据え置かれます。  
（注1）既に3割負担している方や、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。昨年までの制度改正では、70～74歳の方の窓口負担については、4月から2割負担に見直されることになっていました。据え置くものです。

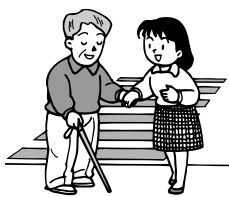


### 後期高齢者医療の 保険料の一部見直し

12月25日発行の市広報第65号でもお知らせしましたが、再度お知らせします。  
75歳以上の被用者保険の被扶養者（扶養家族）について、4月から9月までの6カ月間は、保険料を徴収されず、10月から平成21年3月までの6カ月間は、被保険者の均等割額が9割軽減された額となります。なお、所得割は課せられません。  
対象者 75歳以上の方（注2）で、後期高齢者医療の被保険者となる日の前日（3月31日または75歳の誕生日の前日）において、被用者保険（注3）の被扶養者の障害認定を受けた方を含みます。  
（注3）政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の

### 後期高齢者医療制度の 障害認定の取り下げ

共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険のことであり、国民健康保険は該当しません。  
昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者の均等割額を5割軽減することになっていましたが、今回の見直しでさらに軽減が拡充することになります。  
75歳以上の方と、65歳以上の障害認定を受けた方で、現在の老人保健受給者となっている方は、そのまま後期高齢者医療の被保険者となります。  
ただし、障害認定を受けて老人保健の受給者となっている65～74歳の方は、本人から障害認定の取り下げを申し出ることで、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。



後期高齢者医療に加入する場合

現在の老人保健と同様の医療給付が受けられますが、被保険者個人単位で保険料がかかります。

後期高齢者医療制度に加入しない場合

現在加入している健康保険にそのまま継続して加入することになりますが、医療給付もそれぞれの健康保険での扱いになります（障害者医療制度に該当する場合は、それによる給付を受けることができます）。

このように、障害認定により老人保健の受給者になっている65～74歳の方は、現在加入している健康保険の保険料や医療給付との違いなどを比較し、後期高齢者医療に加入しない場合は、市民課国保医療係まで申し出てください。

- ・健康保険証
- ・老人保健法医療受給者証
- ・印鑑
- ・申出期限 3月31日（月）

《申出・問合せ》市民課国保医療係

# 国民年金からのお知らせ

国民年金保険料を前納しませんか？前納すると保険料が割引きされます

平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円、年額172,920円となり、920円と異なります。この保険料を1年分または6カ月分を一括で現金や口座振替で納めると、保険料が割引きされお得です。

## 前納保険料額

前納保険料額は左表のとおりです。

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払 (月々)	14,410円	86,460円	172,920円
現金支払 (前納) 【割引額】	-	85,760円 【700円】	169,850円 【3,070円】
口座振替 (前納) 【割引額】	-	85,480円 【980円】	169,300円 【3,620円】

## 公的年金の源泉徴収票

国民年金や厚生年金および共済組合などから受給の年金は、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税の課税対象となります。

社会保険業務センターでは、平成19年分の源泉徴収票を作成し、年金を受給の方全員に1月末までに送付します。

なお、障害年金、遺族年金は課税対象にはならないため、源泉徴収票は届きません。

## 源泉徴収票の記載事項

平成19年に受給した年金の総額

社会保険料の金額(介護保険料額)

源泉徴収税額

控除内容

源泉徴収票は確定申告の添付書類となります

源泉徴収票は、扶養親族等申告書を2つ以上提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などには、確定申告の際に添付書類として必要になります。

申請方法・申込期限  
口座振替で前納(1年分または6カ月分)の場合  
口座振替を希望する金融機関の窓口、または豊岡社会保険事務所で2月29日(金)までに手続きください。



源泉徴収票を紛失等された場合  
源泉徴収票を紛失された場合や、届いていない場合などは、下記の「ねんきんダイヤル」に再交付の問い合わせをしてください。



また、豊岡社会保険事務所では源泉徴収票の再交付を受けられる場合は、年金証書に記載の基礎年金番号・年金コードが必要となりますので、持参の上、年金受給者本人が手続きを行ってください。なお、代理者の場合は、委任状が必要です。

年金相談会を次のとおり開催します。  
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。  
なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

## 年金相談会

2月21日(木)  
午前10時～正午  
但東総合支所2階大会議室  
午後1時～4時  
出石総合支所2階大会議室

## 豊岡社会保険事務所からのお知らせ

### 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

2月9日(土)は  
午前9時30分～午後4時  
2月4日(月)・12日(火)・18日(月)・25日(月)は  
午前8時30分～午後7時  
電話での問合せ  
ねんきんダイヤル  
0570051165  
IP電話・PHSからは  
0367001165

年金個人情報サービス  
社会保険庁ホームページ  
ドレス <http://www.sia.go.jp/>

### 《問合せ》

豊岡社会保険事務所  
022・3196  
市民課市民係または各総合支所市民生活課